



2022年2月21日

各 位

会社名 株式会社ウェザーニューズ
代表者名 代表取締役社長 草開 千仁
(コード番号：4825 東証一部)
問い合わせ先 IR マネージャー 河合 茂
電話番号 043-274-5536

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分(以下、「本自己株処分」という。)を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1)	処分期日	2022年3月10日
(2)	処分する株式の種類及び数	当社普通株式 2,000株
(3)	処分価額	1株につき7,550円
(4)	処分価額の総額	15,100,000円
(5)	処分子定先	当社の執行役員 1名 2,000株
(6)	その他	本自己株処分については、金融商品取引法に基づく有価証券通知書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、今後激化することが予想される人材獲得競争における競争力確保の重要性に鑑み、2021年12月28日開催の当社取締役会での決議に基づき、譲渡制限付株式を用いたサインングボーナス制度(以下、「本制度」という。)を導入しました。本制度に基づき、本日(2022年2月21日)開催の取締役会にて、当社の執行役員1人(以下、「割当対象者」という。)に対して、本譲渡制限期間の開始日以降、入社した日から休職期間を除いて1年が経過する期間に係る譲渡制限付株式に関する報酬等として金銭報酬債権を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式を割り当てることを決議しました。

なお、割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、割当対象者に期待される役割・責任等を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、割当対象者と当社との間での「3. 割当契約の概要」での記載の旨を含む譲渡制限付株式割当契約(以下、「割当契約」という。)の締結等を条件として支給いたします。

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

2022年3月10日～2072年3月9日

上記に定める譲渡制限期間(以下、「本譲渡制限期間」という。)において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式(以下、「本割当株式」という。)につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません(以下、「譲渡制限」という。)

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、入社した日から休職期間を除いて1年が経過するまでの間に当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由(任期满了等)がある場合を除き、本割当株式を、当該退任又は退職の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点(以下、「期間満了時点」という。)において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

③ 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、入社した日から休職期間を除いて1年が経過するまで継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、SMBC日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものといたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合(ただし、当該組織再編等の効力発生日が期間満了時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。)であって、かつ、割当対象者が当該組織再編等に伴い当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職することとなる場合には、当社取締役会決議により、本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

また、組織再編等承認時には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものといたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日(2022年2月18日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である7,550円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上